

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

氏 名 井 上 善 樹	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア大学 バークレー校 (カリフォルニア州)
提出書面 平成26年4月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略 (平成26年3月3日～平成26年4月9日) 平成26年3月3日～平成26年4月9日 カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて春学期科目聴講 (客員研究員) 平成26年3月31日～平成26年4月1日 ヴァージニア州シャーロッツビル市一般地方裁判所 (General District Court) 訪問		
キーワード欄 ・カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて春学期科目聴講 (客員研究員) ・ヴァージニア州裁判所 ・保釈判断に関するリスク・アセスメント ・ヴァージニア州の刑事司法制度		

報告書簡

平成26年4月9日

大阪家庭裁判所判事補 井上 善樹
(カリフォルニア大学バークレー校)

第1 概要

本研究期間を通じ、カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて、客員研究員として春学期科目を聴講したほか、論文執筆に向けた準備を行った。また、論文執筆準備の一環として、平成26年3月31日及び同年4月1日、ヴァージニア州シャーロットビル市にある一般地方裁判所(General District Court)を訪問し、公判前の保釈におけるリスク・アセスメントの実務について、裁判官及び調査担当者へのインタビューを行った。

第2 ヴァージニア州裁判所訪問について

当職は、客員研究員として保釈の判断におけるリスク・アセスメントをテーマに論文を執筆しており、その執筆準備の一環として、州全体で保釈の判断に際してリスク・アセスメント・ツールが使われている、ヴァージニア州裁判所の訪問を計画した。そして、同州の裁判所及び政府当局の方と電話で協議した結果、上記ツールを用いた実務に造詣が深い [REDACTED] がおられるシャーロットビル市一般地方裁判所を訪問することになった。

1 ヴァージニア州における保釈段階でのリスク・アセスメントの概要

(1) ヴァージニア州では、2003年から、保釈の判断につき、裁判官の判断を補助する目的で、Virginia Pretrial Risk Assessment Instruments (“VPRAI”) が運用されている。VPRAIは、研究者らによって、過去の1971件の保釈事案の記録から統計学的手法を用いて「裁判所への出頭義務不履行」及び「釈放後の別件による逮捕」に関するリスク要素8個（2007年に行われた有効性評価以前は9個）、すなわち、①訴追の種別、②確定裁判を経していない他の訴追、③前科前歴、④2回以上の出頭義務違反の前歴、⑤2回以上の暴力犯罪の前歴、⑥現住所地での居住期間、⑦有職又は子育てを主に担当しているか及び⑧薬物乱用の前歴を抽出し、それぞれに1ないし2点の評価点を割り振ったものであり、上記評価点の合計点数により個々の被疑者における上記リスクの大小を評価することができるとされている。

(2) ヴァージニア州においては、州法上、警察が被疑者を逮捕した場合、被疑者を直ちに治安判事 (Magistrate) の下に連れていかなければならない、とされている。この時点で VPRAI は用いられないが、一部の被疑者については、治安判事が審尋の上、保釈金を設定して釈放される。しかし、治安判事が保釈金の設定を拒んだ場合、被疑者が保釈金を工面することができなかった場合又は何らかの理由で治安判事による審尋を受けることができなかった場

合等には、被疑者は保釈の申立てをすることができ、上記申立てに基づき、翌営業日に、General District Court Judge による審尋が行われる。この審尋には VPRAI が用いられるため、今回は、この審尋を傍聴した上で、

及びシャーロットビル周辺自治体の Pretrial Service ののお話を伺った。

(3) Pretrial Officer は、上記審尋に先立ち、被疑者に対するインタビューを行い、さらに、就労状況や居住状況につき関係者に裏付けをとったり、前歴や薬物依存歴の履歴チェックを行ったりする。審尋が午前中に行われるため、上記被疑者インタビューは、当日早朝に行われる（今回傍聴した事件を担当した Pretrial Officer は、当日午前5時半から拘置所で被疑者のインタビューを行っていたという。）。そして、上記インタビュー等の結果をケース・マネジメント・システムに入力することにより、システムに統合された VPRAI によるリスク・アセスメントが自動的に行われ、リスク・レベル及び裁判官に対する Recommended Result が出力される。ただし、Recommendation については、Pretrial Officer の裁量が認められているようであり、15%程度の事案でシステムとは異なる Recommendation をすることがあるようである。

(4) 裁判官は、Recommended Result を参考にしつつ、被疑者を審尋（なお、当日はビデオリンクによる審尋が行われていた。）した上で、保釈についての判断をすることになる。今回インタビューしたは、65%程度のケースで Recommended Result に同意しておられるそうであるが、全州的な裁判官の同意率は、30%程度とのことであった。

2 のご意見

リスク・アセスメント・ツールは裁判官の判断を助けるものであり、判断を代替するものではないことに注意する必要がある。現に、VPRAI におけるリスク・ファクターも静的な要素が中心であるが、動的な要素についても注意を払う必要がある。リスク・アセスメント・ツールの効果として、Pretrial Officer に入手すべき情報のポイントを明示することも重要な点ではあるが、裁判官にとっても、推測に頼る判断をする必要が減って、判断の一貫性が担保され、透明性の高い判断ができる点で有効であると考ええる。

近時の研究で、ローリスクの被疑者に公判前保護観察を含む強力な介入を行った場合に、保釈の成功率が下がることがわかってきている。その理由は、おそらく生活環境が不安定化すること一例えば、保護観察官と会うために会社を休まざるを得なくなり、雇主との関係が悪化するなど一と、介入がきっかけとなって、自分より犯罪傾向の強い人との人間関係ができてしまうからではないかと考えられる。

3 感想等

リスク・アセスメント・ツールについては、研究者による論文は容易に入手

できるものの、実際にツールを運用している実務家の意見を知る機会はなかなかなかったところ、今回の裁判所訪問により大変貴重な意見を伺うことができた。また、[REDACTED] は、これまでにお会いした他の米国の裁判官同様に大変紳士的かつ明晰な方であり、様々な点で感銘を受けた。

第3 ロースクールでの受講科目

1 Cyber Law

本研究期間においては、ネットワークの中立性及びオンライン上のプライバシーについて議論された。

2 REDUCING MASS INCARCERATION

本研究期間においては、犯罪学の主な「流派」のうち、ロンブローゾに始まる実証主義の流派及び修復的司法等の関係者の尊厳(dignity)を重視する流派が扱われた。実証主義の議論の中で、現在の米国の刑事司法に強い影響を与えている選択的無力化の考え方は、日本に直ちに当てはめるのが難しい議論ではあるが、とても興味深いものであった。また、現在執筆中の論文に関するリスク・アセスメントも実証主義の議論の一応用例であり、講義を通じて有益な知識が得られた。

3 Forensic Evidence

本研究期間においては、DNA 鑑定について、その背後にある生物学及び数学の議論も含め、かなり掘り下げて議論された。

第4 その他

[REDACTED]

以上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第11回）

氏 名 井 上 善 樹	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア大学 バークレー校 (カリフォルニア州)
提 出 書 面 平成26年5月13日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月10日～平成26年5月13日） 平成26年4月10日～平成26年4月25日 カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて春学期科目聴講（客員研究員） 平成26年4月10日～平成26年5月13日 客員研究員としての論文執筆準備		
キーワード欄 ・カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて春学期科目聴講（客員研究員） ・保釈判断に関するリスク・アセスメント ----- ----- ----- -----		

報告書簡

平成26年5月13日

大阪家庭裁判所判事補 井上 善樹
(カリフォルニア大学バークレー校)

第1 概要

本研究期間中、平成26年4月10日から春学期の講義が終了した同月25日まで、カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにおいて、客員研究員として春学期科目を聴講したほか、本研究期間を通じ、論文執筆及びその準備を行った。

第2 ロースクールでの受講科目

1 Cyber Law

本研究期間中、オンライン上のプライバシー及び匿名性並びに国家安全保障及び通信傍受について議論された。本科目の担当教員は、School of Information に所属する元弁護士で、基本的にかなりリベラルな立場から議論をされており、近時問題になったNSAによる広汎な情報収集にはもちろん批判的であったが、他方で、上記各テーマを議論する際には、国家安全保障の必要上、オンライン上の情報に対する政府によるアクセスを一定の範囲で認めた上で、それをいかにコントロールするかという視点も重視しておられた。先学期の応用証拠法の講義中、国家安全保障にかかわる事柄に関する供述拒否権の議論を聴講した際にも感じたことであるが、リベラル派の研究者であっても、国家安全保障に関してはかなりリアリスト的な議論をされるのが印象的であった。本研究期間中扱われたテーマは、法律論としてはまだ発展途上の分野のものも多いように感じられたが、それだけに、これまでまったく考えたことのなかった論点も多く、興味深く聴講した。

本科目の聴講を通じて、改めて、プライバシーと自由な情報の流通との衝突が、近い将来に様々な点で問題になるであろうと感じている。プライバシーについては、留学中あまり勉強をする機会がなかったため、帰国後にまた時間を見つけて勉強してみたいと考えている。

2 REDUCING MASS INCARCERATION

これまでに、米国における犯罪学の主な議論に関する講義が終わったため、本研究期間においては、各受講学生らが自分の興味関心がある点について発表し、それに基づき議論をする形式の授業が行われた。議論の性質上、政策論ないし立法論が中心ではあったが、ニューヨーク市における警察官による Stop & Frisk の問題やカリフォルニア州の過剰収容の問題で、実際に裁判所が訴訟を経て介入していることもあって、司法の枠組みの中で何ができるかについても議論されており、米国の法曹が複雑な社会問題をどのように捉えて解決の道

筋を考えるかにつき改めて学ぶことができた。

本科目は、客員研究員としての論文執筆の参考とする目的で聴講したが、米国における犯罪学の主要な議論について一通り学ぶことができ、大変有意義であった（ただし、授業一回に単行本2冊がリーディングアサインメントとされていた回もあり、予習の負担は非常に重かった。）。米国の犯罪学の議論では、刑事施設への長期間の収用による犯罪者の無力化が重視されている点など、日本の法曹からすれば疑問に思う点もあるが、実証的なデータに基づき、裁判所や警察の活動だけでなく、社会の様々なアクターの影響等も考慮する議論の進め方には、参考になる点も多かった。また、米国では、刑事政策の大部分は各州レベルで管轄されているほか、郡や市など、さらに小さな単位の自治体も刑事に関する政策決定を行っている。そのため、様々な法域で実験的な政策が導入され、その効果が他の法域と比較して研究されていることが多い。個々の事例でうまくいかないことがあるとしても、このような連邦制に由来する多元性も米国の司法制度を発展させてきた原動力の一つであることを改めて実感した。

3 Forensic Evidence

本研究期間においては、近時実現の可能性が議論されている、ユニバーサルDNAデータベース（有罪判決を受けた者等に限定せず、法域内の全市民につき、DNA中の個人を識別し得る部位の情報をデータベース化するもの）について議論がされた。教授は、プライバシー面での懸念は強いとしながらも構想自体には比較的好意的であった。このような制度が近い将来に日本で実現する可能性は小さいと思われるが、DNAによる個人の識別に関連する問題を考える上で参考になる議論であった。

本講義の最後の二回は、実務家のゲストスピーカー（検察官及びパブリック・ディフェンダー）による、専門家証人に対する尋問についての講演が行われた。陪審裁判を前提に、いかに陪審員を混乱させずに証言を引き出すか、という点等も議論されていたが、お二人とも、もっと一般的に、法廷の内外でいかに専門家とのコミュニケーションをとるかという点を重視して議論されており、日本での専門的知見を必要とする訴訟での実務に通ずるところがあって、やはり興味深く聴講した。

第3 論文執筆

前回の報告書簡に記載したとおり、3月末にヴァージニア州裁判所を訪問するなど、2月から3月にかけて、実務的側面を中心に調査を進めていたため、本研究期間中には、リスク・アセスメント一般に関する理論に関するものを中心に、再度参考文献を収集して知識の整理をした上で、徐々に論文の執筆を進めた。

第4 その他

いよいよ、留學生活も残り2か月を切り、航空券の準備等、帰国の準備を始めている。帰国準備に加えて、論文の仕上げや、帰国後の任地が決まった後にはそのための勉強など、他にもいろいろと時間に追われそうではあるが、最後まで少しでも貴重な経験をできるようにしたいと考えている。

以 上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

氏 名 井 上 善 樹	所属庁・官職 大阪家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア大学 バークレー校 (カリフォルニア州)
提 出 書 面 平成26年6月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月14日～平成26年6月28日） 平成26年5月14日～平成26年6月23日 客員研究員としての論文執筆 平成26年6月16日～平成26年6月18日 裁判傍聴 平成26年6月1日ころ～平成26年6月28日 帰国準備		
キーワード欄 ・ 保釈判断に関するリスク・アセスメント ----- ・ 陪審制度 ----- ・ 法廷通訳 ----- ・ 帰国準備 -----		

報告書簡

平成26年6月28日

大阪家庭裁判所判事補 井上 善樹
(カリフォルニア大学バークレー校)

第1 概要

本研究期間中、平成26年6月23日まで、客員研究員としての論文を作成したほか、同月16日から18日にかけて、サンフランシスコ上位裁判所 (Hall of Justice) において、刑事陪審事件の公判傍聴を行った。また、同月中、並行して帰国準備を行った。

第2 論文執筆

- 1 本研究期間においては、引き続き、客員研究員としての研究成果をまとめた論文執筆を継続し、完成させた。

(1) 当該論文では、保険数理的手法（典型的には、大規模なデータセットに基づき、統計学的手法を利用して、確率的な将来予測又は診断を行う手法）を用いた勾留・保釈の判断を扱った。そして、これまでの報告書簡でも触れてきたとおり、学期中から、文献調査やヴァージニア州への取材等を行って執筆の準備を行ってきたが、研究結果を論文としてまとめる過程で、保険数理的手法を用いた診断・予測について、理論的側面についても触れる必要があり、特に、伝統的な臨床的手法による予測・診断（経験を積んだ意思決定者が、意思決定者個人又は当該専門職が職業的に蓄積してきた経験に照らし、個々の対象者につき個別具体的に行う主観的な判断）と対比した上での特徴をまとめる必要があった。そこで、改めて、保険数理的手法を用いた意思決定に関する基本的な文献を収集して読み込んだ上で、文章にまとめるという作業を行った。

これらの文献は、法律家によって書かれたものから精神科医の手になるものまで多岐にわたっており、法律学のみをバックグラウンドとする者にとって、理解すること自体にエネルギーが必要であった上に、多くの文献が、保険数理的手法又は臨床的手法のどちらかを支持する立場で書かれており、どのような場合にどちらの手法が有効なのかという、もっとも関心のある点について、なかなか明確な答えが出なかった。論文を執筆する上で、もっとも苦勞した点であるが、その分、今後、同様の問題を考える上で、基礎となる様々な知識が得られたと思われる。

- (2) また、論文の執筆過程で、日本の令状実務について、改めて、米国（一部の法域）との対比で考える良い機会を得た。上記論文のテーマは、「実証的研究によって得られた知見を、裁判所がいかに判断に活かしていくか」という、在外研究の二年間を通じて問題意識を持ち続けてきたより大きな問題

の一部である。米国の裁判所は、日本と比較すれば、実証的研究に基づく知見を実務に採り入れることに積極的であるが、それでも、そのような局面は限られており、また、今回の論文の関連分野も含めて、実証的研究によって得られた知見の質又は量が、裁判に用いるにはまだ不足しているように思われる分野も多い。しかし、日本の実務家としても、今後、様々な分野でどのような実証的研究がされているかについては、常に注意を払っておく必要があると考えている。

第3 裁判傍聴

帰国後に刑事事件も担当することが決まったこともあって、刑事陪審事件の公判傍聴を行った。傍聴した事件のうち、被告人及び証人がヒスパニック系であったものでは、スペイン語と英語との間で、ヘッドセットを用いた同時通訳が行われており、これまで、日本で経験した通常の通訳事件と比較して、手続がとてもスムーズに進むことに驚いた。カリフォルニア州では、ヒスパニック人口が多く、スペイン語が州の公用語とされているなど、同時通訳のコストを正当化する事情があると考えられるが、米国の社会で、裁判制度がいかに重視されているかを改めて実感した。

第4 帰国準備

- 1 本研究期間以前から、航空券の手配等の帰国準備を進めてきたが、本研究期間において、[REDACTED] 帰国準備を完了した。

2 [REDACTED]

[REDACTED]

米国では、日本よりも個人間での不用品の売買が盛んであり（特に、自動車の個人売買が、日本と比較して相当広く行われている点については、車検制度の有無など、主に制度的な要因によるものなのか、又は文化的な要因によるものなのか、結論は出なかったものの、とても興味深い問題である。）、Craigslisという最大手の無料地域別一覧広告サイトには、サンフランシスコ・ベイエリアだけでも膨大な量の「売ります」、「買います」広告が掲載されている（なお、Craigslisには、他にも賃貸住宅の情報など、様々な広告が掲載されている。）。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- 3 帰国準備はやはり大変で、帰国が近づくにつれて時間に追われるようになり、米国生活が終わるという感傷に浸る間もなく帰国の日を迎えた。二年間、語学

力その他の面で、自分の至らなさを実感させられることも多かったが、留学生活は本当に充実したものであった。また、授業や客員研究員としての研究によって得た知識以外に、日本とは全く異なる成り立ちの社会の中で、多様な人々が生活する有様を体験することができたのは、今後、裁判官として職務を行う上で、とても役に立つのではないかと考えている。今回の在外研究をサポートしてくださった方々には、本当に感謝しています。

以 上